フェローシップ・ニュース
№110

特定非営利活動法人
アジア太平洋地域
アディクション研究所

発行日
2022年1月1日

ＡＰＡＲＩとは、アジア太平洋地域アディクション研究所（Asia-Pacific Addiction Research Institute)の略称です。

全国のDARCやMAC等の社会復帰施設、福祉・教育・医療・司法機関と連携しながら、依存症から回復しようとする方々を支援しているシンクタンクです。

謹賀新年

皆様　明けましておめでとうございます
私は病気と闘わない生き方を目指しながら
なんとか通院治療をしています
私の病気は依存症と同じように
進行しておりますが
頭の方は元気です
ダルクやアパリの仕事をしているのは有難い
絶えず全国からたくさんの方がいらして
毎日退屈していません
我が家は喝采　コロナの時代において
老人の孤独死はない
今年の一年はコロナで断絶しないように
頑張ってください

理事長　近藤　恒夫

目次：

新年のご挨拶…近藤恒夫	1
刑罰と治療の新たな提案･･･尾田真言	2
支援につなげる覚せい剤事件の弁護術(18)･･･髙橋洋平	5
第1土曜に家族教室がスタートします･･･志立	
藤岡ダルク入寮者からのメッセージ･･･ニシ	6
司法サポートのご案内 家族教室スケジュール	8

刑罰と治療の新たな提案
～それでも大麻使用罪の創設は必要だと考えます～

事務局長　尾田真言

１．薬物犯罪の非犯罪化の議論について

①　厳罰主義の問題点

治療・回復プログラムよりも刑罰を科すことばかりに熱心になっているという印象を受けます。こうした厳罰主義は、薬物事犯者から、せっかくの治療・回復プログラムの機会を奪い、社会復帰を困難にします。

現在の日本の薬物自己使用等事犯者に対する刑事司法手続をみると、同程度に発展した国々と比較すると、薬物乱用の規模を極めて小さく保っているので、一見、日本の薬物対策が成功しているように見えます。ところが薬物規制法が改正されて法定刑が重くなったり、言い渡される判決が重くなっていく傾向にあり、薬物を使用した人を反復して服役させて、その人の人生を強く阻害するという大きな犠牲を伴っています。

その原因となっている厳罰主義への偏りを見直す動きとしては、刑の一部執行猶予などの制度を作り、薬物乱用者に援助的に働きかける態勢が見え始めていますが、裁判において薬物使用に至った疾病性を認めないことが処遇における援助的はたらきかけを制限しており、不十分です。

②　薬物非犯罪化の問題点

薬物使用を規制せず、治療や生活訓練が重要だとする社会の場合、まずは、一般予防の効果が阻害されるという大きな欠点があります。薬物の使用者とその家族にとっては、薬物の使用者が犯罪者とならないことは望ましいものですが、薬物使用により劣悪な状態になっても薬物を使う自由が保証されると、治療や訓練を求める判断がされにくくなります。従って、薬物の使用を規制しない社会は、決して、薬物を使用する者に対して治療や生活訓練を円滑に提供する社会ではなく、薬物を使用する者を放置する社会であって、本人の社会復帰という特別予防（≒回復）の効果も低下させます。

③　取締側と援助側の連携について

取締側も援助側もそれぞれ重要な役割を持っていて、どちらかが優先するというものではありません。今の日本のように、刑罰を科すことばかりに一生懸命になっているのは、薬物の需要を減らそうという共通の目的のためには効率が悪すぎます。

２．大麻使用罪を創設することの是非

①　この議論が出てきた背景

大麻には、がんや多発性硬化症の疼痛緩和などの効果があることから、医療目的での大麻の使用を認めるのは世界的潮流で、日本でも大麻の施用が禁止されている現行の大麻取締法を改正する必要が出てきたのですが、そうすると、大麻には有用な用途があるのだから害はないと思ってしまう人が出てくるので、それを防ぐためにも使用罪の創設が求められているのです。

②　他の薬物規制法との整合性の問題

日本では、規制薬物の所持罪を規定している大麻取締法以外のすべての法律には、使用罪の規定があります。営利目的のつかない末端ユーザーの薬物所持罪を法定刑の重い順に並べると、覚醒剤取締法(10年以下の懲役)、麻薬及び向精神薬取締法（ヘロイン10年以下の懲役、その他、コカイン、MDMA、LSDなど7年以下の懲役）、あへん法(7年以下の懲役)、大麻取締法(5年以下の懲役)、薬規法（危険ドラッグ3年以下の懲役 and/or 300万円以下の罰金)、毒物及び劇物取締法（シンナー・トルエン1年以下の懲役 and/or 50万円以下の罰金）となっています。大麻取締法以外の法律はすべて使用罪の規定があり、所持罪と同じ法定刑になっています。大麻取締法だけに使用罪の規定がないことで、大麻の使用が許されているかのような誤解を与えることがあります。

たとえば大麻取締法違反で保護観察中の人が、保護観察所の薬物検査で大麻に陽性反応が出ても、「使用罪のない大麻を使って何が悪い」と居直る人もいると聞いています。これは法律の不備と言わざるを得ません。少なくとも、大麻を使用することで、害があるとされていて、それを規制する法律がある以上、一部の国が合法化したからと言って、そのままその流れに乗る必要はないと考えます。

最近になって、大麻栽培農家の麻酔いが大麻使用罪になると困るから大麻使用罪が制定されなかったのだという説明がなされたりしていますが、他の薬物規制法と同様に、法定の除外事由として、許可を受けた大麻栽培農家の人について使用罪の適用を除外すればそれで足りたはずです。

③　日本でこの問題を議論することの意義

次ページのグラフによると、大麻の生涯使用率が40%を超えている国と1.8%の日本では状況が全く状況が異なります。大麻だけでなく、あらゆる違法薬物の生涯使用率が日本は他国に比べて低いことがわかります。そうではあっても薬物が自由化されれば確実に乱用者は増えるでしょう。これは脱法ドラッグが流行したのは、捕まらないから試してみようという人が増えたからだったのですが、2014(平成26)年に薬事法が改正されて、危険ドラッグとして末端ユーザーの所持・使用が犯罪化されると、乱用者が激減したことからも言えるでしょう。合法だからやってみようとする人は少なからずいるのです。そして乱用者の少ない日本でも10代と20代の青少年を中心として乱用者が急増している今、様々な対策が求められています。

NPO法人アパリはShopifyで薬物検査キットの販売を開始しました。
https://apari.or.jp/testkit/

各国（G7）における違法薬物の生涯経験率（%）の比較

- 各国とも大麻の生涯経験率が最も多い。
- 日本における違法薬物の生涯経験率は、諸外国と比較して低い。
- 特に大麻については、欧米では20～40%台であるのに対し、日本では1.8%と圧倒的に低い。

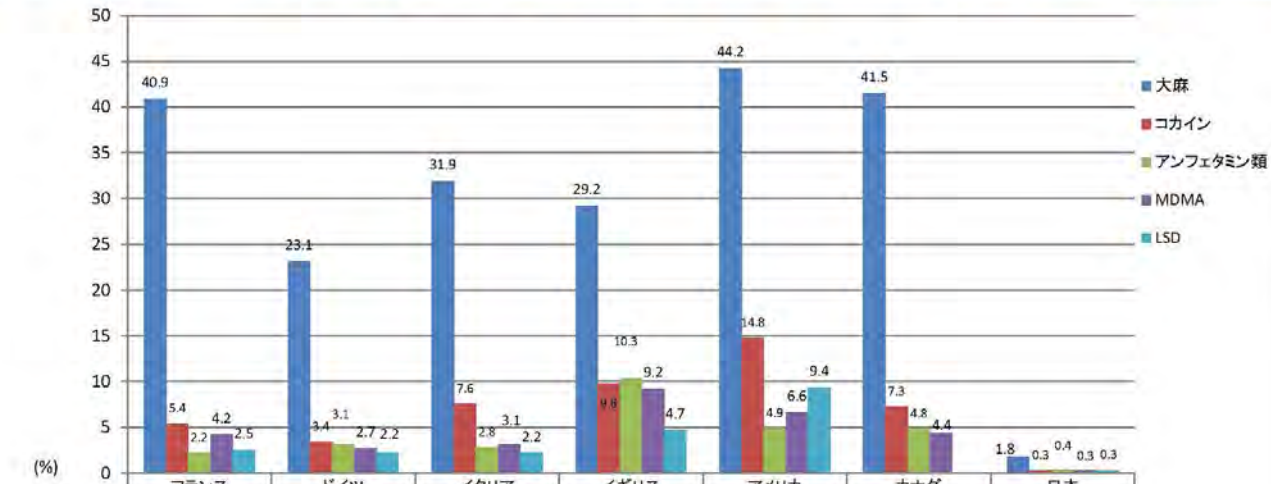

	フランス	ドイツ	イタリア	イギリス	アメリカ	カナダ	日本
大麻	40.9	23.1	31.9	29.2	44.2	41.5	1.8
コカイン	5.4	3.4	7.6	9.8	14.8	7.3	0.3
アンフェタミン類	2.2	3.1	2.8	10.3	4.9	4.8	0.4
MDMA	4.2	2.7	3.1	9.2	6.6	4.4	0.3
LSD	2.5	2.2	2.2	4.7	9.4		0.3

※フランス・ドイツ・イタリア・イギリスのデータ
「欧州薬物及び薬物嗜癖監視センター（EMCDDA）」によるもの。
　同センターは、毎年EU加盟国から送付されるデータを集約・分析・標準化している。

※アメリカのデータ
NSDUH（National Survey on Drug Use and Health）によるもの。

※カナダのデータ
CADUMS（Canadian Alcohol and Drug Use Monitoring Survey によるもの。

※ 対象年齢
　フランス・ドイツ・イタリア・イギリス・日本15歳－64歳 / アメリカ12歳以上 / カナダ15歳以上
※ 調査年
　フランス・イタリア・イギリス・アメリカ2014年 / ドイツ・カナダ2012年 / 日本2019年
※ 調査方法（日本）
　無作為に対象者を選定し、戸別訪問により調査を行い、薬物の生涯経験率等を調査した。
　（対象者数5,000人、有効回答数2,899人）

＜出典＞
平成28年度厚生労働科学研究費補助金「危険ドラッグを含む薬物乱用・依存に関する国際比較研究」 和田清
厚生労働行政推進調査事業費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業）「薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究
令和元年度　総括・分担研究報告書」嶋根卓也

5

資料源：第６回大麻等の薬物対策のあり方検討会（令和3年5月14日）資料４　p.5

④覚醒剤検挙人員と比較した大麻検挙人員の推移

4-2-1-1図　覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移

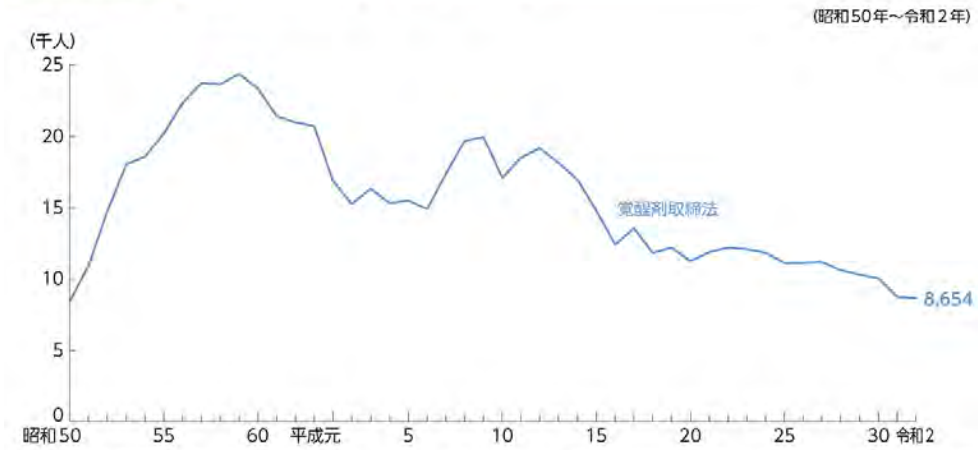

注　1　厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし，平成19年までは，厚生労働省医薬食品局，警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により，20年から27年までは，内閣府の資料による。
　　2　覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
　　3　警察のほか，特別司法警察員が検挙した者を含む。

資料源：令和３年犯罪白書　p.165

4-2-1-4図　大麻取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別）

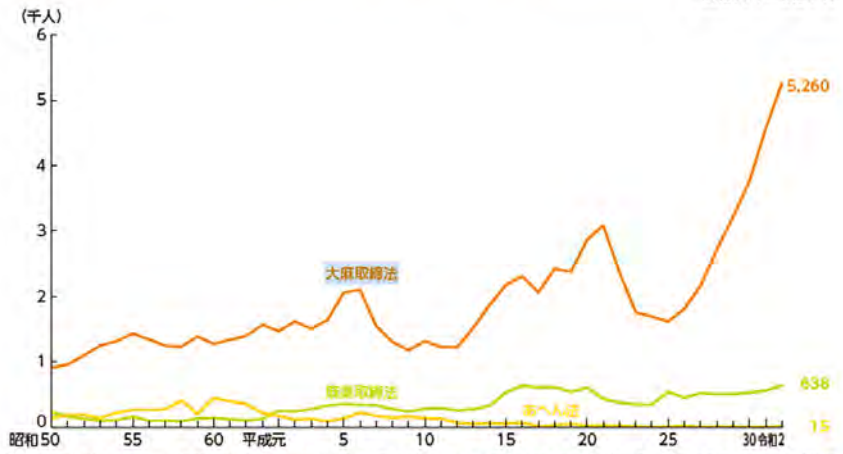

注　1　厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし，平成19年までは，厚生労働省医薬食品局，警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により，20年から27年までは，内閣府の資料による。
　　2　大麻，麻薬・向精神薬及びあへんに係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
　　3　警察のほか，特別司法警察員が検挙した者を含む。

資料源：令和3年版犯罪白書　p.167

4-2-1-2図　覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）

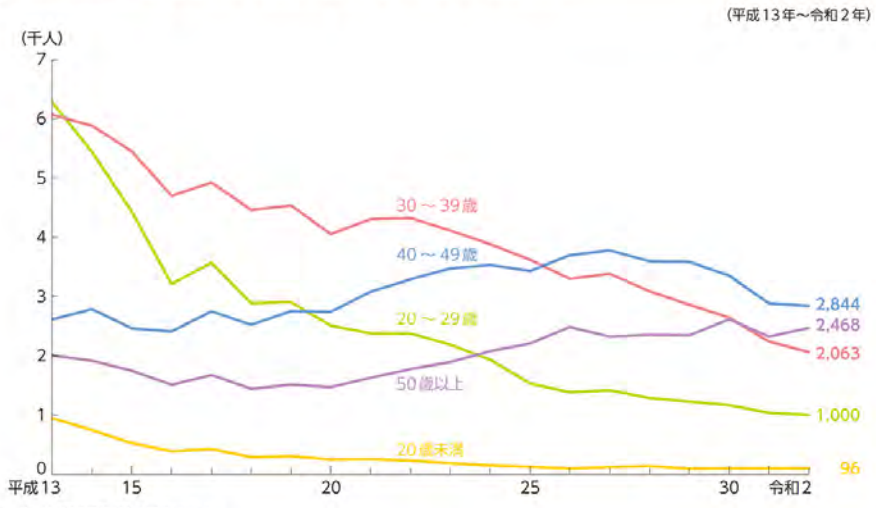

注　1　警察庁刑事局の資料による。
　　2　犯行時の年齢による。
　　3　覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み，警察が検挙した人員に限る。

資料源：令和３年版犯罪白書　p.166

4-2-1-5図　大麻取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）

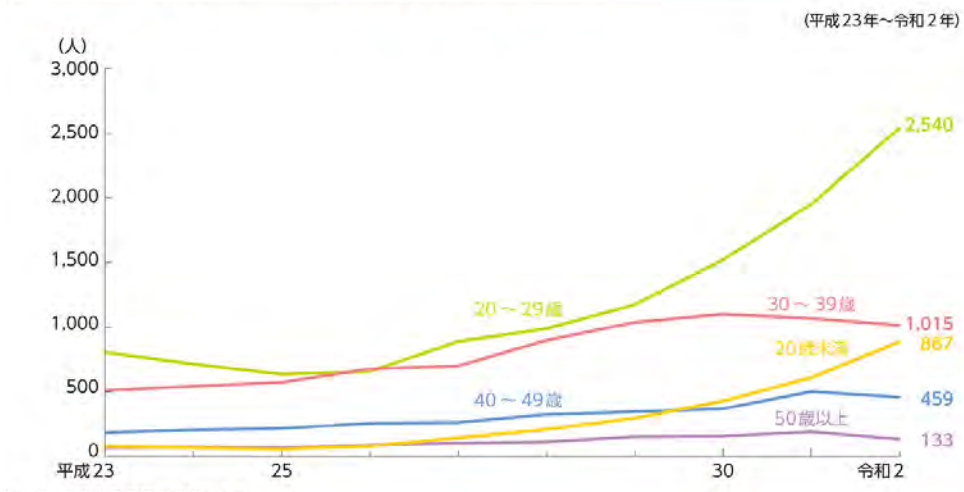

注　1　警察庁刑事局の資料による。
　　2　犯行時の年齢による。
　　3　大麻に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み，警察が検挙した人員に限る。

資料源：令和３年版犯罪白書　p.168

前ページのグラフから、覚醒剤の検挙人員は減少傾向にあり、令和3年は8654人であった一方で、大麻は平成25年以降急上昇して5260人が検挙されている。そして、覚醒剤は20代と10代の検挙人員が減少しているのに対し、大麻は20代と10代の検挙人員が急増していることがわかる。大麻に関しては青少年に対する対策が必要です。違法薬物を未成年者が使うことは成人が使うことよりはるかに害があります。大麻を合法化した国でも未成年者の使用は禁止されています。

３．ダイバージョン施策の導入にむけて

①　はじめに

私は厳罰主義には反対ですが、積極的にダイバージョン（猶予制度）を活用して、再犯防止に向けた努力ができるようにすべきだと考えています。合法化してしまっては強制力が働きません。刑事司法手続なら参加したプログラムから離脱したら、その猶予を取り消して本来の手続に戻されて処罰されるという強制力が働くので、回復プログラムを拒否した人が野放しにされることがありません。検挙された薬物事犯者に対して、警察段階で道交法違反者に対する交通反則通告制度のようなものを創設したり、検察官が治療・回復プログラムに取り組む薬物事犯者に対しては、起訴猶予にして、前科がつかないように配慮したり、裁判所で懲役の期間を短くするように量刑基準を軽くしたり、刑務所の中で、回復に向けた積極的な取り組みができるようにしたりすることを検討すべだと考えます。この点、刑務作業が義務付けられている懲役刑を禁錮刑とあわせて拘禁刑に一本化することで、刑務作業の義務付けを廃止し、受刑生活を回復プログラムを中心にするための刑法改正が、今年の通常国会で審議されることになっています。

②　警察段階のダイバージョン

警察段階では、1968(昭和43)年にできた交通反則通告制度があげられます。道交法では違反者に対する刑罰規定がありますが、軽微な違反に対しては、警察官から違反現場でいわゆる青切符とともに反則金納付書が交付されて、金融機関で反則金を納付すれば、検察庁に事件を送致されないで手続が終了することになっています。それまではどんな違反でも、刑事事件として、検察官が裁判所に起訴して、裁判所で罰金を言い渡していたのですが、車の運転者が増え続ける中で、事件処理が追い付かなくなり、また、みんなが前科者になってしまって、罰金刑がたいした問題ではないと思われないようにこの制度が創設されました。もっとも酒気帯び・酒酔い運転や、重大なスピード違反、無免許運転等については、この制度の適用外なので、刑事裁判で刑罰が科せられるわけですが、その場合でも、略式起訴と言って、争いがなく最初から罰金判決が見込まれる事件については、検察官が公判請求せずに、いわゆる交通裁判所（簡易裁判所）において数時間の手続で、略式命令という形で罰金判決が言い渡されています。大麻取締法には罰金の規定は現在ありませんが、法定刑の上限は、酒酔い運転も、大麻所持罪ともに懲役5年です。交通反則通告制度や略式命令に対しては、被疑者の側が事件を争いたいと考える場合には、正式な裁判を請求することができるので、不当に裁判を受ける権利が制限されているるわけでもありません。以前、ハワイのHOPEコートを傍聴した時に、スチーブン・アルム判事から「刑務所に入れるのは刑事司法の失敗だ。どんな犯罪者であっても立派に社会内で回復できるのだ」と言われたことを今でも鮮明に覚えています（http://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2015/01/RP2013A_002.pdf）。刑事司法が犯罪者を刑務所に入れることで自分の役割を終えたと考えてはダメだと思います。

③　検察段階のダイバージョン

私はこれまでいくつかの学会で、薬物自己使用等事件についても、より早期に回復プログラムを受けられるし、犯罪者のレッテルも貼らないで済むのだから、検察官は一定のプログラムを受講することを条件に起訴猶予にすることを認めたら良いと主張しました。検察官が事件を起訴猶予にして、刑事裁判が始まる前に犯罪者の社会復帰を支援することを入口支援と言いますが、刑事法の研究者たちからは、裁判所の判断なしに検察官の裁量だけでそのような処分を認めるべきでないと批判されました。しかし交通事件と同様に、被疑者に争いがあるのであれば、そうした制度の適用を受けずに通常の刑事裁判の場で争うことを選択すればよいのですから、自ら起訴猶予になってプログラムを受けたいと希望することを選択した人が不利益を被ることはないはずです。

４．私見としての結論

本稿は私の私見を表明したものであって、NPO法人アパリとしての立場を表明したものではないことをお断りします。先述した通り、私が大麻使用罪が創設されなければならないと主張した理由は、①使った時には処罰されるということで、大麻は使ってはいけない物であることを示すことができること（一般予防効果）、②一度大麻を使った人に対して、やめなければ不利益をこうむるということで、使わないようにしようと考えてもらうこと（特別予防効果）、③日本のその他の薬物規制法と整合性があるようにするために、使用罪の創設が必要であること、④治療や回復プログラムは、刑事司法手続の強制力が背景にあった方が定着するからです。大麻使用者は刑務所に行くべきだという主張とは異なります。それはスチーブン・アルム判事の言う失敗事例だと考えます。また医療用大麻を使用しやすくするためにも、合法大麻と違法大麻の区別をはっきりさせることが必要です。違法薬物の乱用がない社会を目指して、刑事司法手続の各段階にいる薬物事犯者の支援をこれからも続けていきます。　以上

特定非営利活動法人
アジア太平洋地域アディクション研究所

支援につなげる覚せい剤事件の弁護術（18）

嘱託研究員・弁護士　髙橋　洋平

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。
新しい年をいかがお迎えでしょうか。
昨年後半にだいぶ落ち着いたコロナでしたが、新年早々、第6波とかオミクロン株とか言われるようになり、気持ちがなかなか前向きになれないところです。こんな時こそ明るい未来を想像したいですね。
コロナもそうですが、薬物問題を抱えた本人、家族も気持ちがなかなか前向きになれないところがあります。反省しても繰り返してしまう本人。反省しているからもう大丈夫と安心してしまう家族。これはまだよい方でしょうか。反省もせずにすべて他人のせいにしながら攻撃してくる本人。本人の尻ぬぐいに疲れ果ててどうすることもできなくなった家族。その他にも様々な本人、家族があることでしょう。
そのような本人、家族であっても、新年を迎え、「今年（こそ）は〇〇頑張るぞ！」と宣言できたらいいですね。もちろん、結果的に達成できなかったとしても構いません。何か目標を立てて真剣に努力する気持ちを持つことから始められたらよいですね。
「今年（こそ）は薬物をやめるぞ！」と宣言した本人、家族。もちろん、結果的にやめられなかったとしても、またはじめからやり直せばよい。真剣に努力することを1日1日ずつ更新していけばよいのです。そして、どのようにしたらよいかわからなくなった時（できればその前の段階がよいと思いますが）、信頼できる支援者に相談してみましょう。1日1日の更新の手助けになるはずです。
本年も本人、家族の声を大切にしながらひとつひとつの日々の実践に取り組んでいきます。
本年も皆さまからのご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

2022年2月より第１土曜に家族教室がスタートします！

〇第１土曜日「嗜癖行動家族教室」17:00～19:00
依存症臨床ひとすじ25年！経験豊かな精神科専門医がアディクションや発達障害について講義し、家族の対応や関係のありかたについて考えます。
全8回でワンクールとなります。質疑応答の時間も十分にとる予定です。
講師：梅野充（アパリクリニック理事長　精神科医）

参加費用：お一人3,000円（ご夫婦等2名以上で参加の場合は4,000円）

アパリ家族教室　スケジュール

第1月曜	連続講座	第3月曜	アディクション関連講座	第1土曜	嗜癖行動家族教室
1/17(月) ※第3に変更 18:30～20:30	第8回 あなたの環境や状態を良いものに変えよう	1/24(月) ※第4に変更 18:30～20:30	№70 「女性の体験談」 回復者2名		
2/7(月) 18:30～20:30	第1回 薬物依存症によるダメージと回復	2月	中止 （第3月曜はなくなります）	2/5(土) 17:00～19:00	第1回 発達障害と依存症について
3/7(月) 18:30～20:30	第2回 薬物の欲求と「きっかけ」「危険な状況」への対処について	3月	中止 （第3月曜はなくなります）	3/5(土) 17:00～19:00	第2回 発達障害や依存症の対人関係

藤岡ダルク　入寮者からのメッセージ

NPO法人アパリは、群馬県藤岡市にある藤岡ダルクを運営しています。同施設の入寮者からのメッセージをお届けします！

生き方を変えたい！！

ニシ

　初めまして。私は47歳になる薬物依存症のニシです。私は覚せい剤と窃盗を繰り返し逮捕され、刑務所から出てきて藤岡ダルクへ入寮しました。覚せい剤を使用した経緯や私がどう変化したかを伝えようと思います。

　私は24歳の時に刺青の彫り師に「覚せい剤をやってみる？」と誘われ使ったのがはじめてでした。もともと10代の頃にはシンナーを吸引していた事があり、覚せい剤に興味がありました。実際、覚せい剤を打ってみると意識がパッと冴えた感じになっただけで特に呂律が回らなくなったり、幻覚を見る事などが無かった分、ハードルが下がった気がしました。しかもハマった気がしなかったし、またやりたい・打ちたいと強く思わないことから拍子抜けした事を思い出します。でも「またやってみようかな」と薬物を求めるために自ら電話をするのでした。次第に覚せい剤の量が増えていきましたが、26歳の時から薬物全般を御法度とする反社会的組織に入ったことで、39歳までの13年間薬を使わずにいました。不思議と組員同士で「薬を使うと何事もおろそかになるよな」などと話し合っていたことが良かったのだと思います。

元旦

　結局は軽く魔が差したことから再使用がはじまり、以前に使っていた量よりも増えてしまい、仕事もしていない私は実家が経営している自動車解体業のツテを利用してトラックや重機を盗んでは、それを悪徳バイヤーに流すといったことをしながら、薬を使いたいだけ使うといった、犯罪に犯罪を重ねることをしてまで自分の欲望を満たしていました。地元や近県のトラックや重機を荒らしまくって、遂に私は逮捕されました。取り調べで、黙秘していた事もあり接見禁止のまま裁判の予定も立たず、８ヶ月間、留置場ですごした1人での時間が私にとって人生を振り返る事ができたターニングポイントだったと思います。

　そこで毎日ラジオから聞えてくる犯罪のニュースを耳にしては、今までに私のやってきた悪事の事を思い出し「なんて酷い事をしてきたのだろう・・・」あおり運転のニュースを聞いては自分もお年寄りの運転している車に対して（くすりの受け取りに間に合わない）といったとても自分勝手な理由で追い抜きをしたりあおり運転をして停めてしまったりと、恥ずかしさと愚かさを強く感じました。

　私のしてきた窃盗の被害者の人に対しても心から申し訳ないと思う心が生まれ、被害の一部弁済と手紙ではありましたが謝罪する事にしました。被害者の方々は一部弁済金や手紙を受け取ってはくれましたが、逮捕されても尚、黙秘を続けてきた私をとても許す気など無く、とにかく私には長く刑務所に入って欲しいと願う嘆願書が検事側から証拠としてあげられていました。私自身も（私みたいな社会での害は一生刑務所に入っているべきだ！）と考え、結構自己憐憫に苛まれていたのではないかと思います。でも一生刑務所に入るには何かしらの犯罪をしなければならないことに気付きこれから先の生き方を考える事にしました。

餅つき大会

　私はこれまでの人生の中で、目標を見据えた生き方をした事がなく、後先の事を考えた行動が出来ずに目の前の欲に負け、楽な道を選んで様々な事に失敗してきました。「運が悪かっただけだ」とか「〇〇のせいだ」と常に言い訳をし、自分の過ちに目を向けてこれていませんでした。その否認の病は覚せい剤を使用すると強く表れ、そういった思いが増殖されることに気が付いた私は、その根源である覚せい剤をやめなければならない事に気付きました。そのためにはダルクに入寮した方が良いと考え、その事を弁護士に話してみると早速ダルクの事を調べてくれて、それに関する本やSMARPP、ダルクのパンフレットなどを差し入れてくれました。

　丁度その頃私は拘置所に身柄を移され、そこで貸し出している本の中に何冊もの薬物依存症に関する本があり、そこではじめて依存症は病気であり、一生治ることがない事を知りました。

　私の中には何となく「今後薬物に手を出さないだろう」という自信があったものの、回復がとても難しいものだと言う事を知り、ダルクに入寮する事を決意しました。その第一歩として黙秘をやめ自分のやってしまった犯罪はちゃんと裁判で話す事がスタートだと思い、警察や検事調べでの調書が一枚もない私は、自分なりに薬物と窃盗の動機と、反省を正直に書いたものを裁判所に提出しました。

特定非営利活動法人
アジア太平洋地域アディクション研究所

アパリの方にも裁判の情状証人として、出廷してもらい、真剣に薬物を使う人生から回復したいという気持ちを伝えて貰いました。その結果、求刑5年6月でしたが、あれだけ取り調べに黙秘をして反抗的な私に対して、判決では3年6月の刑を言い渡されました。この時に思ったことは「正直になると楽だし良い事が巡ってくる」そんな気持ちでした。

そしてこのタイミングで私は藤岡ダルクに出所後入寮する事が確定し、隔月届くこのフェローシップ・ニュースが楽しみでした。受刑生活の中で、ダルクの経験者と出会い、その人から「ダルクでスタッフになるのも薬をやめ続けるための策だよ」とアドバイスを受け「確かにそうかも知れないな」とそんなことも視野に入れつつ受刑生活を送っていました。そんなある日、母の訃報が届きその半年後には父の訃報が届きました。母は実母でいつも人からは「姉弟みたいだ」と言われそんな母の事が好きで、私の事を「片親だからと言って寂しい想いをさせたくない」と頑張って育ててくれました。その母にさえ薬を使っていた私は暴言を浴びせ家の壁を破壊したりしたので、母は相当ショックを受けていたし心配もしていました。闘病生活中もずっと私の更生を願っていたそうです。父は義父ではありますが、同じく私の心配をしてくれていました。そんな両親の為にも私はしっかりした人生を歩む必要があると思い続け出所の日を待つのでした。

令和2年の12月に出所し、迎えに来てくれた藤岡ダルクの車で施設に連れてきてくれました。夕方に到着したのですが、まずロビーに入ると壁一面、葉のグリーンにフラワーアートで【FUJIOKA DARC】と彩られており心が弾みました。厨房からはお洒落な音楽が流れていて、覗かせてもらうと皆お揃いの金ボタンのついたコック服で料理を作っていました。次々と会う仲間と挨拶をして食事の時には紹介もしてもらいました。夜にはＮＡに行き自己紹介をしました。そんな1日目で、来るまでは色々な不安があったものの同部屋の仲間の優しいサポートのおかげで、ちゃんと休めました。翌日の朝の館内清掃の時間にも「大丈夫？」「眠れた？」「まずはゆっくりと慣れる事だよ！」と次々と仲間が声を掛けてきてくれました。私は、今は清掃の時間なので手を止めている事を気にしていると、「清掃の時間の会話だって仲間同士のフェローだからね」と笑顔で教えられました。そして藤岡での新しい生活が始まったのです。

日中は割り当てられた役割をし、ミーティングや色々なプログラム、エイサーと結構タイトなスケジュールで、休日には施設長と一緒に急な山道を走る事もあり、刑務所ボケしていた私の体は相当ビックリした事と思います。それに加え初めてやったエイサーもかなり疲れました。最初の頃はマラソンやエイサーも身体の回復の為だけの事と思っていましたが、それだけではないと気付くのです。今日は走りたくないな・・・という日でも、いつも参加している俺が行かなきゃガッカリするかな？とか、参加メンバーが少なくて困っていないかな？　エイサーだったら演舞を教えて貰う姿勢だったり、自分のやりたい曲だけをやらず配慮したりと、色々な場面で相手の気持ちの事を考えるきっかけになるのでした。

仏画・音楽・アート・ゴスペル等各プログラムを教えに来て下さっている先生方に感謝する気持ち、薬をやっていた頃、それよりももっと前から失っていた心を今この藤岡ダルクで取り戻し始めています。

入寮から1年が経ちエイサーのリーダーを与えて貰いました。施設には以前にもエイサーリーダーを務めた仲間が何人も居るのでアドバイスをもらいながらやっています。何でも一人の力ではどうにもならないという事を学んで、そして協調性を持って助け合うことが大事だと知りました。ダルクには薬を使わないで生きるためのヒントが沢山ある筈です。落ち着いてそれを見つけられる力を養いたいと思います。

年末のフェローシップ

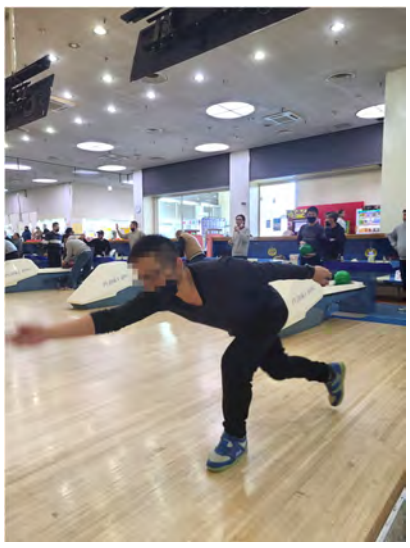

新春ボーリング大会

初詣

キムチ作り

特定非営利活動法人
アジア太平洋地域アディクション研究所

〇アパリ東京本部
〒162-0055
東京都新宿区余丁町14-4
AICﾋﾞﾙ１階
電話：03-5925-8848
FAX　：03-5925-8984
Email：info@apari.or.jp

〇藤岡ダルク
〒375-0047
群馬県藤岡市上日野2594番地
電話：0274-28-0311
FAX　：0274-28-0313
〇入寮費：月額13万円+生活費1日千円（初月のみ14.5万円）（税別）
＊生活保護の方も可能
〇入寮条件：依存症から回復及び自立をしようとしている本人。男性のみ。
〇入寮期間：個人により差があります。
https://fujiokadarc.com/

2019年７月よりホームページが新しくなりました。ぜひご覧ください。
https://apari.or.jp
https://www.facebook.com/AsiaPacificAddictionResearchInstitute/

発行者：近藤恒夫
編集責任者：志立玲子
2022年1月1日発行
定価　１部　100円

＜司法サポートのご案内＞

《薬物事犯で逮捕された刑事被告人に対する支援》

薬物犯罪で逮捕されたら刑務所に行くか、再犯防止に向けた何の取り組みもないまま執行猶予の判決を受け、また薬物のある日常に戻るしかない日本において、**はじめて刑罰以外の再犯防止に向けた取り組みです。**

保釈中の刑事被告人に対する薬物研修プログラム、情状証人出廷、上申書作成、入寮契約、身元引受契約、出所出迎え、法律相談などあらゆるニーズにお応えします。なお、アパリの司法サポートを利用された方の再犯率は10%以下です。 **保釈中のプログラムの提供、受刑中の身元引受、出所出迎えをしてリハビリ施設につなげるまでをコーディネートします。**

ギャンブルの問題が原因で逮捕された方やクレプトマニアの方の司法サポートも行っています。

[料金:コーディネート費用として20万円(税別)。交通費・宿泊費の実費が別途必要です]

窃盗、横領、詐欺等で逮捕されたご家族の相談もお受けしています。

【お問合せは東京本部まで】

アパリの支援

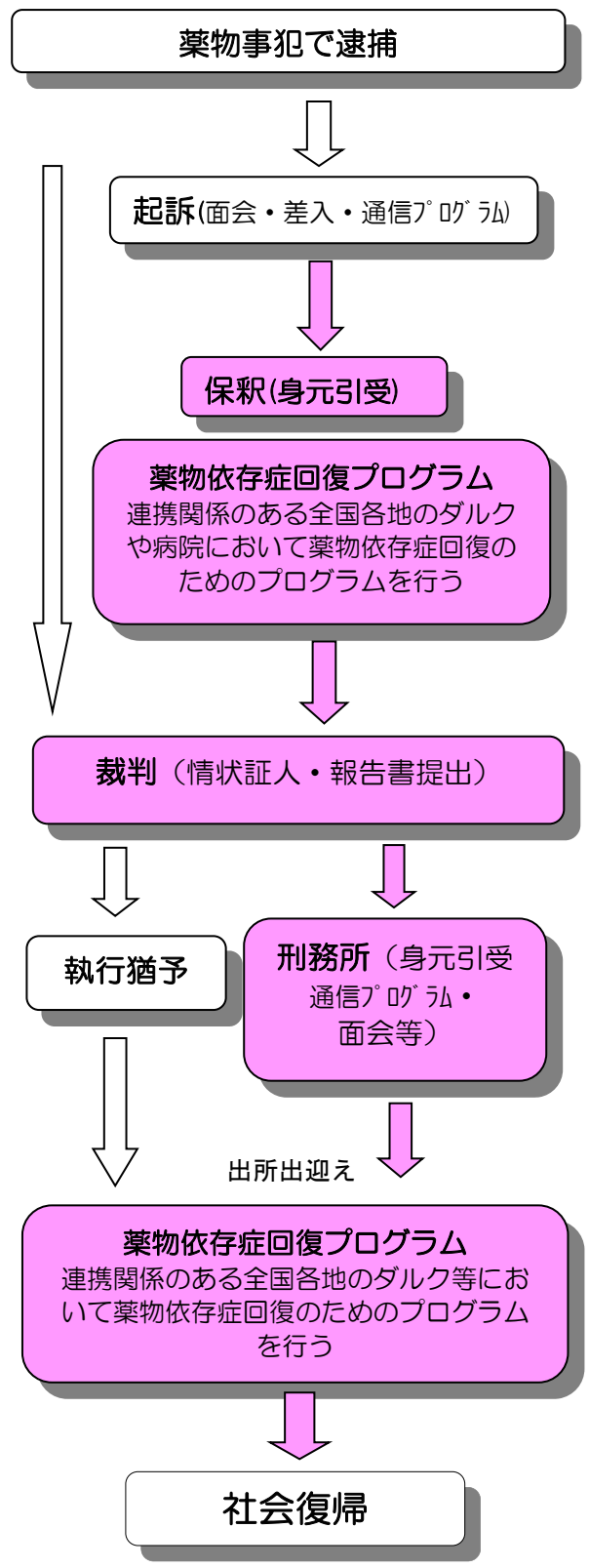

＜アパリ家族教室スケジュール・東京＞

第1月曜	連続講座	第3月曜	アディクション関連講座	第1土曜	嗜癖行動家族教室
1/17(月) ※変更 18:30～ 20:30	第8回 あなたの環境や状態を良いものに変えよう	1/24(月) ※変更 18:30～ 20:30	№70 「女性の体験談」 回復者2名		
2/7(月) 18:30～ 20:30	第1回 薬物依存症によるダメージと回復	2月	中止	2/5(土) 17:00～ 19:00	第1回 発達障害と依存症について
3/7(月) 18:30～ 20:30	第2回 薬物の欲求と「きっかけ」「危険な　状況」への対処について	3月	中止	3/5(土) 17:00～ 19:00	第2回 発達障害や依存症の対人関係

【対象】
〇連続講座と嗜癖行動家族教室は全8回ですが、どの回からでも参加できます。
〇アディクション関連講座はどなたでも参加できます。
【場所】アパリ東京本部　AICビル1階　ミーティングルーム
【参加費】3,000円　（2名以上の場合は4,000円）　【申し込み】不要